

新型コロナウイルス感染症により 経営にお困りの事業者の皆様

受付再開！

※申請済の方の再申請は
できません

大田市地域商業等持続化支援事業

- ◆ 新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む 事業者を支援します。
- ◆ 事業継続のために、新事業展開を行う

補助対象業種

- ・(法人)島根県内に本社を有し、大田市内に事業所が所在する中小企業者
- ・(個人)大田市内に主たる事業所が所在する個人事業主

**小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、
娯楽業、鉄道業、道路旅客運送業、水運業**(風俗営業等による一部の事業を除く)

補助対象経費

- ① **新型コロナウイルス感染防止**のために必要な経費 (令和2年4月7日以降に行うもの)
- ② テイクアウト等の**新事業展開**に取り組むために必要な経費

- (例)・接客を行う店員用のマスク、店内消毒用のアルコール、レジカウンター設置用ビニールカーテン購入費
・店舗入り口の自動ドア、換気設備等の改修費、客用手洗い場の蛇口自動化修繕費
・店内設置用の空気清浄機購入費
・新商品開発にかかる委託費
・飲食店のテイクアウト・デリバリーを行うための広告費、専用容器等購入費
・ネット販売サイト構築にかかる初期費用

補助率・補助金額

- ・補助率4/5
- ・1事業者につき、
**補助上限額800,000円、
補助下限額20,000円**

申請に必要な書類

- ・申請書及び事業実施を証する書類
対象経費が5万円未満:金額の分かるもの
5万円以上10万円未満:見積書(購入済の場合、領収書も)
10万円以上50万円未満:見積書(2者)(購入済の場合、領収書も)
50万円以上:見積書(2者)(購入済の場合、契約書、領収書も)
- ・事業者の所在地がわかる書類(確定申告書、開業届など)
- ・消耗品、原材料費等は、使い切った数量が補助対象となります。(管理表が必要)



★原則、申請後の事業着手をお願いします。

★申請の締切は、令和2年11月30日(月)ですのでご注意ください。

<詳しくは大田市HPをご覧ください。>

申請様式等はHPからダウンロードできます。

大田市HPトップページ

→支援制度一覧(新型コロナウイルス感染症関連)

→新型コロナウイルス感染症に関する事業者向け支援

→大田市地域商業等持続化支事業



【QRコード】

【お問合せ・申請先】

〒694-0064

大田市大田町大田口1111

大田市産業振興部産業企画課

TEL:0854-83-8073